

(社)土木学会四国支部
研究活動助成金(B)応募要項

平成7年5月26日制定
平成20年11月6日 一部改正

1. 助成の対象

四国支部に所属する土木学会会員が参加して企画、運営される土木工学および土木事業に関連する共同研究を対象とする。

2. 申請代表者の要件

助成金を申請する代表者は、四国支部に所属する土木学会正会員に限る。

3. 助成の申請

(1) 募集の方法

支部長は、毎年2月末までに、土木学会誌を通じて助成金の募集を会告する。

(2) 申請の手続き

助成金に応募しようとするものは、別に定める様式の研究活動助成金(B)企画書(様式B1)に必要事項を記載し、毎年1月20日から3月20日までの受付期間に土木学会四国支部事務局に提出する。

4. 共同研究グループの要件

(1) 共同研究グループの構成員数。

共同研究グループの構成は、構成員5名以上とし、代表者1名を置く。

また、必要に応じて、幹事を置くことができる。

(2) 構成員の資格

構成員は、土木学会会員とする。但し、調査、研究遂行上必要な場合は、非会員を構成員とすることができる。

(3) 構成員の承認

共同研究グループの構成員は、支部長の承認を受けなければならぬ。

但し、複数の共同研究グループへの参加は認めない。

5. 助成の決定

企画書は四国支部幹事会において審議し、選考結果について支部長の承認を受けたうえで、採否および助成金額を代表者に通知する。

6. 助成金

助成金は、共同研究グループの運営に必要な経費に支出するものとし、助成額は、共

同研究1件あたり20万円以下とする。

7. 報告義務

(1) 構成員の変動

共同研究グループの構成に変動、移動が生じたときは、代表者は直ちに支部長に報告し、承認を受けるものとする。

(2) 共同研究会の開催報告

代表者は、共同研究会開催後1か月以内に、議事録を土木学会四国支部事務局に提出する。

(3) 研究成果の報告と帰属

共同研究グループは、その年度内に、別に定める様式の研究成果報告書(様式B2)に必要事項を記載し、土木学会四国支部事務局に提出する。

研究成果は、特に定めない限り、助成を受けた共同研究グループに帰属するが、当支部はその成果を公開することができる。

(4) 研究成果の公表

共同研究グループは、その翌年度内に、関係学会論文集あるいは研究発表会などで、その成果を公表しなければならない。助成を受けたものが、成果を学会誌、雑誌等に発表する場合は、土木学会四国支部の助成を受けた旨を明記する。なお、研究成果の公表を、別に定める研究活動助成金(B)制度細則によるワークショップに替えることができる。

8. 資料の請求先および提出先

〒760-0066 高松市福岡町3丁目11番22号 建設クリエイトビル4F
土木学会四国支部事務局
Tel. (087)851-3315 Fax. (087)851-3313
E-mail doboku7@mail.netwave.or.jp

9. 付 記

本要項は、平成20年11月6日以降に、受け付ける助成金の申請に対して適用する。